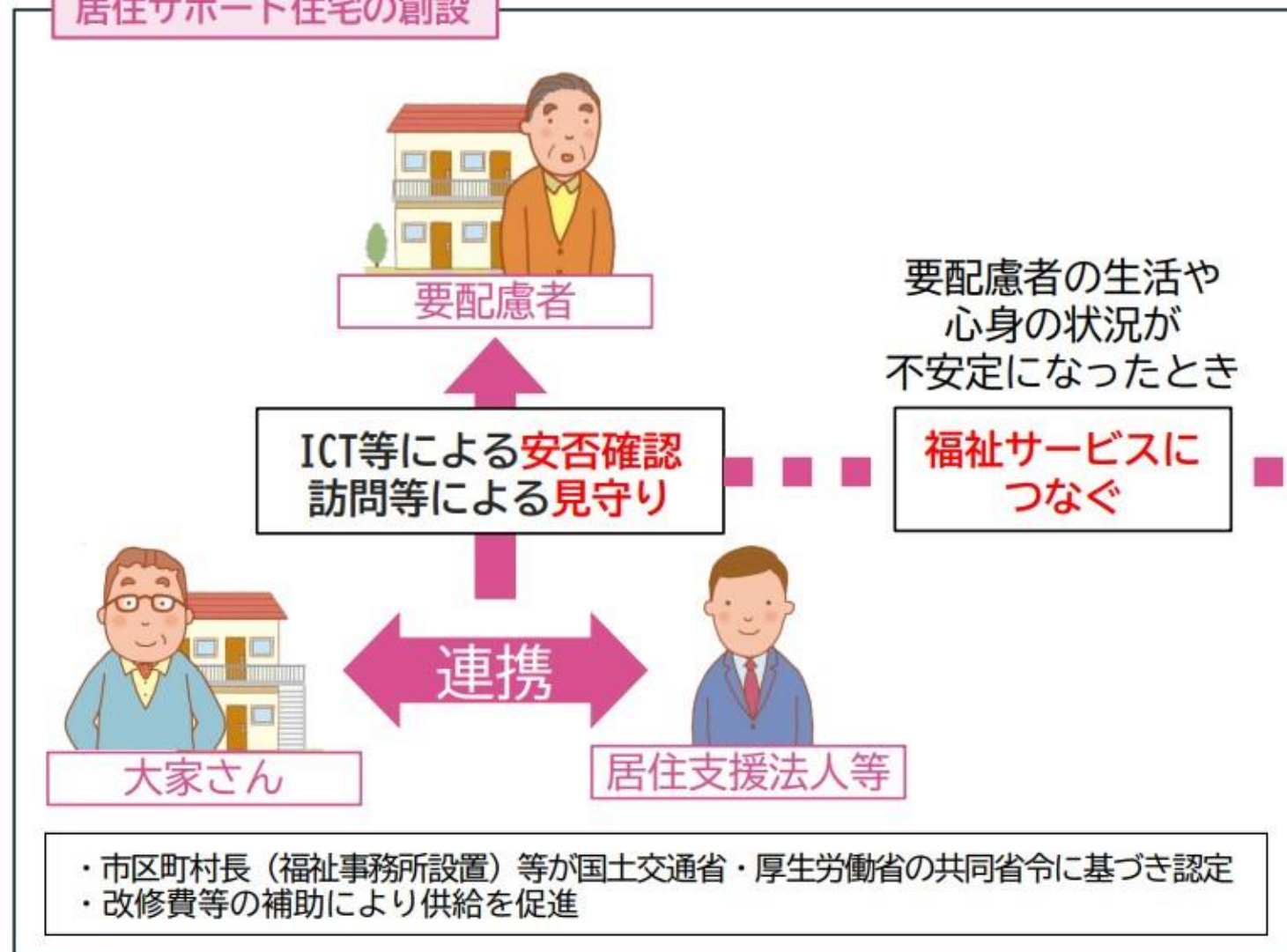


居住支援法人等と大家が連携し入居中のサポートを行う 「居住サポート住宅」を創設します

～ “入居後の変化やトラブルに対応できる” 住宅の創設 ～

居住サポート住宅の創設



福祉サービス（例）

■低額所得者

- ・家計把握や意欲向上の支援
- ・就労支援、生活保護の利用

■高齢者

- ・ホームヘルプ、デイサービス

■ひとり親

- ・母子・父子自立支援員による相談、助言
- ・こどもの生活指導や学習支援

■障がい者

- ・ホームヘルプ、デイサービス
- ・就労支援

○入居する要配慮者については認定保証業者が家賃債務保証を原則引受け

○生活保護受給者の場合、住宅扶助費（家賃）について代理納付を原則化